

一八世紀初頭イギリス貴族院における議事手続（一）

松園伸

目次

- 一 はじめに — 研究史的考察 —
- 二 國會議事堂（パレス・オブ・ウエストミンスター）（以上本号）
- 三 上院（貴族院）の儀式的な機能
- 四 大法官・國璽尚書のやくわり
- 五 上院（貴族院）議員の日常的な活動
- 六 国王演説と上院（貴族院）の奉答文
- 七 立法の手続
- 八 投票

— はじめに — 研究史的考察 —

さきに「政經論叢」のなかでわたくしは、イギリス議会史研究の問題点をいくつか指摘しておいた。^① 本論文にかん

一八世紀初頭イギリス貴族院における議事手続（二）（松園）

するポイントとしてはいろいろあるが、第一に考えられるのは貴族院（上院）研究が、とくにわたくしの専門としている、一七世紀後半から一八世紀にかけての時代についてなおざりにされてきた」とである。たとえば、第二次大戦後議会は、ロンドン大学と提携して「議会史トラスト」（The History of Parliament Trust）を創設し、英國議会についての総合的、体系的な分析を始めたのであった。ただし、このトラストの採用した方法には、種々の批判が集められている。その一つには、かれらが一九六〇年代以降継続的に発行している「議会史」（*The History of Parliament*）は実質的に「庶民院（下院）史」であり、上院は完全に無視された格好になってしまったことがある。

このよきな事態を招いた一つの要因としては、当初トラストを推進したのがサー・ルイス・ネーミアとその学派であったところが大きい。かれらの政治史、議会史研究の主眼は主に下院議員の投票行動、そしてそれに影響を与える地縁、血縁、職業などに基づく派閥を軸とする政治であった。これに比して、貴族は、主に下院議員に影響を与えるかぎりにおいてその存在が問題になったのであり、貴族の自らの院における活動は副次的な意味しかもたなくなつてしまつたのである。かくして「議会史」の中には、イングランド、スコットランド、ウェールズでの各選挙区での選挙の実態が詳細に紹介され、さらに下院議員ひとりひとりについての伝記が編纂されたのである。

しかしながら、「議会史トラスト」といった公的な機関に頼らなくともイギリスには貴族研究の数世紀にわたる長い伝統があり、それらが現代においても裨益するところが大きいということは注目すべきであろう。ただしそれらの研究には限界があることも事実である。今なお私たちは貴族にかんしては、一部有力貴族の小伝が「国民伝記事典」（Dictionary of National Biography）をとおして知りうるに止まっている。しかしこの「事典」にしても、その研究水準は、戦後急速に進んだ貴族の個人文書公開の現実からみるならば、けつして満足のいくものではないのである。

また」の「事典」を補うものとして、「貴族大鑑」(*The Complete Peerage*)^②が考えられよう。」の「貴族大鑑」は、先の「事典」と異なり有名、無名を問わずすべての貴族を取り上げている点で有用なものといえる。しかし、」の記載されているのは、主に各人の生没や叙爵の年月日、婚姻、子孫についてなどである。これに保有した官職、政治的な経歴の略述を含めたとしても、「大鑑」にあらわれた貴族に関する情報は「議会史」のなかでの下院議員についての情報に比べれば問題にならないほど乏しいものといえる。いいかえれば、「大鑑」刊行の目的は、各貴族の政治的な活動の叙述にあつたというよりはむしろかれらの「系図学」(genealogy) や「紋章学」(heraldry) 上の意義を明らかにしようとするものであつたようみえる。そしてこうした「大鑑」編者の立場は、一般読者である英国民の関心とも合致していたであろう。

一般読者のこうした嗜好に応えてそれまで表面的にしか知られていなかつた、ある貴族の政治的活動の実態をその人の残した文書に基づいて研究しようとする試みは、前述の「事典」、「大鑑」以前にも様々な形で行われていた。その一つが貴族自身の筆になる自叙伝である。後期スチュアート、初期ハノヴァー期についていえばその代表はソルスベリ主教バーネット(1643-1715)の「同時代史」(*Gilbert Burnet, History of his own Time*)であろう。この作品は当時の政治、戦争、外交、社会、風俗などを知るうえでも貴重といえるが、とくにかれが主教として上院に議席をもつた一六八九年以降の記述は、貴族院を研究する上で今なおきわめて重要な文献となつてゐる。ただ注意を要するのはこの「同時代史」の一部は彼の生前に発行されたということである。バーネット自身、中立・公正な立場で執筆したとはとうてい考へられない。それどころか、かれのこの「同時代史」の目的が名誉革命以来のウイッグの政治的な立場を正当化することにあつたことは明らかである。「同時代史」は初期ハノヴァー朝、すなわち「ウイッグ支配」

(whig supremacy) 下における正統的な歴史となつただけでなく、それ以後のいわゆる「ウイッグ史觀」にもきわめて大きな影響を与えたといえる。バーネットのような自らの手になる貴族による自叙や同時代史は少ないものの、有力貴族が死亡したのちまもなく、かれの遺徳をしのんだ「言行録」(memoir) が出版されることはしばしばみられた。だがこれらの作品は一種の「頌徳表」と化してしまつたものがよくあり、厳しい史料批判が必要なことはいうまでもない。

一八、一九世紀、さらに一〇世紀初期には、貴族自身の手によって、あるいは歴史家や僧侶を助手にして、自分の祖先の書簡やその他の文書を整理して印刷・刊行し、さらに代々の貴族の履歴をまとめた試みがしばしば見られるようになつた。そしてこうした企ては、とくにアソル公爵、アーガイル公爵などスコットランド貴族に多くみられるのである^③。スコットランド貴族は一般的にいつて、一族・郎党の結び付きが強かつたことを考へると、かれらの当主が祖先の業績をしのぶことを考へたのも驚くにはあたらないだろう。しかし、貴族による祖先の文書の公刊や伝記の出版はイングランド貴族の家系にもみられるのである。たとえばウイストン・チャーチルは、歴史家を助手として使い、オクスフォード州ブレナムにあるチャーチル家の古文書を精査し、かれの偉大な先祖、ジョン・チャーチル、初代マールバラ公爵（1650–1722）の伝記をまとめたのであった^④。そしてこの伝記に付された書簡類は、後に述べるコックスのマールバラ伝となるんで貴重な史料となつたのである。

貴族自身やその身内が史料編纂に果たした役割が少なくないとしても、こうした仕事の主役がすでに一八世紀には僧侶や史家になつていたのは明らかである。たとえばウイリアム・コックスは、ブックルー、マールバラ、ウォルポールなどの家に出入りし、古文書の使用を許可された。コックスの残した初代シュリュースベリ公、ロバート・ウ

オルポール（初代オーフォード伯）、初代マールバラ公の書簡集と伝記は今なおしばしば引用されている。^⑤ とくにマールバラ文書については、歴代のマールバラ公が、第二次大戦後になつてもブレナム宮殿にある古文書の使用を原則として許さなかつたため、コックスの著した初代マールバラ公のメモアールとさきのウインストン・チャーチルによる伝記が一九七〇年代まで初代マールバラ公について利用可能な一次史料のほとんどすべてであつたのである。

コックスがバーネットと同じく、いわゆる「ウイッグ史観」に拠つてゐるのにたいして、トーリー、さらにはジャコバイトの側でも、有力貴族の伝記の公刊や書簡集の出版が行わされてきた。とくに王位継承の正統性を主張しながらついに国王となることができなかつたジェームズ・エドワード・スチュアートおよびチャールズ・エドワード・スチュアートについては英国人の一一種の「判官びいき」もあつて、根強い人気を集めこととなつた。したがつてこの亡命王朝の臣下に対しても（たとえかれらの亡命スチュアート家への忠誠心が、一時的なものであつたとしても）歴史家の関心が集まつたのである。たとえば初代ボリングブルック子爵（1678—1751）の死後まもなくかれの著作集、書簡集、メモアールが出された^⑥。また一八世紀末にはロチエスター主教フランシス・アタベリ（1662—1732）の書簡集が五巻本で発刊されたのである。^⑦ しかし、史料の編纂者が「ウイッグ史観」に立つにせよ、また「トーリー・ジャコバイト史観」に基づくにせよ、かれらの修史が、党派的な目的をもつていたことは否定できないのである。もちろん政治的な目的を比較的持たない試みもあつた。一八四一年、G·P·R·ジェームズはシュリュースベリ公爵あての書簡を三巻本で出版し、これは現在もなお名譽革命後の政治史、政党史に不可欠の史料となつてゐる。また、J·J·カートライトは一八八三年、初代ストラフォード伯爵、トマス・ウェントワース（1672—1739）の個人文書をまとめた。そしてこの「ウェントワース文書」は、ユトレヒト講和条約（1713）をめぐるイギリス政府の立場を知るうえで第一

級の価値をもつてゐるのである。⁽⁸⁾

一九世紀後半のG・P・R・ジェームズやJ・J・カートライトらによる古文書編纂の業績は高く評価されるべきであるとしても、問題がないわけではない。ジェームズによる書簡集は夥しい数の筆写の誤りが指摘されているし、カートライトの編纂は大英図書館（British Library）に所蔵されているウェントワース文書の「」く「」く一部に過ぎず、その選択も、政治史上の重要な事件とならんと、家庭内の些事に多くの紙面が割かれているのである。こうして、個人の努力に任されていた史料編纂事業をより体系的、学問的に進めようとした試みが、一九世紀末ヴィクトリア女王の勅許によつて創設された「王立歴史的手稿委員会」（The Royal Commission of Historical Manuscript 略称HMC）であった。この事業はまさに大英帝国の全盛期に始められたために、それ以前の修史事業とはケタ違ひの規模をもつていたのである。私文書の一般への公開を嫌つていた貴族も「王立歴史的手稿委員会」には積極的に協力したので、現在までに、歴史的な価値をもつてゐる古文書を所有しているとみられるほとんどすべての貴族の邸宅に実地調査が行われた。さらに、「委員会」はその対象を一般平民の旧家、さらにアマチュアの骨董品収集家まで調査の対象を広げていつたのである。一九世紀末から二〇世紀にかけて相当数の貴族や一般の好事家はこれらの文書を競売にかけざるをえなくなり、それらは多数によつて購入され四散してしまつたものや、アメリカやカナダに輸出されてしまつたものも多く、現在ではオリジナルの文書の所在さえ分からなくなつてゐることさえある。こうした意味でも「王立歴史的手稿委員会」の意義は認められよう。しかしこの委員会が連綿として発行し続けてきたレポートを使用したことのある者ならば、その問題点はいくらでも指摘できよう。貴族文書にかぎつていうならば、まず対象とする貴族によって調査の精粗の差が大きすぎるのである。たとえば、マンチエスター公爵家の文書については詳細な史料の紹介がなさ

れているのであるが、マンチエスタ公爵家と歴史的意義においては優るとも劣らないマールバラ公爵やデヴォンシャー公爵の実地調査はきわめて不十分なものになっている。

こうした差を生んだ原因にはさまざまな要因が考えられよう。その一つには「王立歴史的手稿委員会」がレポートを作成するさいに一貫した方針が欠けていたことがあげられよう。ある貴族の古文書を調査したさいには、レポートの目的はもっぱらそれら文書の大まかな分類をすること、つまり、まず土地関係などの経済的な資料と家族間のパーソナルな書簡や、他の政治家と交わされた書簡類と区分することであつた。しかし、別の調査ではこうしたリスト作りにとどまらず、手紙一つ一つの内容の紹介まで行われたのである。だが、こうした不統一は、次第には正されていった。すなわち、「王立歴史的手稿委員会」の目的は、おもに歴史的意義のある日記、書簡、文書をできるだけそのままの形で提供することとなつたのである。こうした方針の下で編纂された貴族文書は膨大な量に上つてゐる。中でも、ポートランド、バース、オーモンド、ダウンシャ、エグモント、カーライル、マー、ダートマス、ラトランドなど貴族諸家の史料は、イギリス近代史研究の宝庫となつてゐる。現在でも「王立歴史的手稿委員会」は（かつてほどの規模ではないにしても）史料の印刷・公刊を続ける一方、古文書保有者にたいして、その適切な保存のためのアドバイスや資金援助をし、さらに損傷を受けた文書についてはその補修も行なつてゐる。

「王立歴史的手稿委員会」の主要な任務は、こうして史料の出版を中心としたものになつていつたが、委員会には、歴史的に意義を持つほとんどの貴族を含む、多数の旧家の文書についての手書きないしはタイプによるリストが蓄積されていた。これら増え続けるリストを整理し、研究者に供するため、一九四五年「王立歴史的手稿委員会」は別個に「国立古記録登記所」(National Register of Archives)を設置する」となつた。この「登記所」は、地方とくに

州の公文書館（county record office）、国立および大学付設の図書館、さらには個人、企業、団体によつて保有されている文書のリストを包括的に収集するのを目的としている。そして一九九〇年一月現在で三三五〇〇以上のリストを持ち、年間約一千の追加がある。この戦後創設された「登記所」は、貴族についての研究者にとつてとりわけ重要な場所となってきた。というのは、戦後の民主化の波の中で貴族は自家に長年保有してきた古記録を徐々にブリティッシュ・ライブラリやスコットランド公文書館、スコットランドおよびウエールズにある国立図書館、さらに各州の公文書館に寄託・あるいは寄贈の形で移し、これらを歴史家は自由に利用することが可能になつたからである。「登記所」は当然これら新しく利用可能となつた史料のリストづくりを精力的に行なつてゐる。

貴族文書についての新しい動きとしては、経済的な理由から、とくに相続税の支払いのため伝統ある貴族が古文書などの資産を売却することを指摘できるであろう。これらの文書は通例ササビーズまたはクリスティーズなどの業者で細かい区画（lot）に分けられ競売にかけられるので、かつてのように貴族文書が四散してしまふ恐れが十分にあつたのである。これにたいしてブリティッシュ・ライブラリやオクスフォード・ボドレアン図書館などはこれらの古記録をまとめて購入してきている。一方、政府も貴重な文化遺産が分散することを憂慮して、旧家が相続税支払いのため古文書を売却する際には、金銭でなく、物納を認めることとなつた。そして政府が物納によって得た文書を図書館などに預託することによつて、歴史研究者はこれを自由に利用することが可能になつた。こうした古文書の買い上げ、あるいは相続税替わりの物納によつて、ブリティッシュ・ライブラリは貴族文書のコレクションを大きく増やしたのである。たとえばダウンシャ侯爵の文書は、ライブラリ自身によつて買い上げられた。またさきに述べたブレナム（マールバラ公爵文書）、ポートランド公爵文書、さらにスペンサー伯爵文書は物納方式によつてライブラリの所蔵と

なつたのである。

これまで、貴族院（上院）研究に不可欠な史料について述べてきたのであるが、これら貴族文書はもしも当該貴族が官職を持ち、かれの職権によってその官職にかかる公文書を私文書としてしまったのでない限り、基本的には私的なものである。したがつて、これら私的な古記録は「貴族」の研究にとつては有用かもしれないが、「貴族院」の研究については必ずしも役に立たないと考えられるかもしれない。しかしこの見解は正しいとはいえないものである。

まず第一に、英國では近代、すなわち一七、八世紀にはいつても公記録と私文書とは常にはつきり区分されてはいなかつたからである。たとえば、前述のポートランド公爵文書には初代オクスフォード伯爵、ロバート・ハーレ（1661-1724）の膨大な私文書が含まれているが、そのなかにはかれが大蔵卿であつたとき（1711-1714）の公文書を多数見ることができる。つまりかれは一七一四年、大蔵卿を罷免された後もこの職に関わる書類を所有し続け、かれの私文書の一部になつてしまつたとみられる。同様のこととは軍事的、外交的文書にもみることができる。ブレナム（マールバラ）文書には、陸軍最高司令官であつた初代マールバラ公爵の職務上の文書が多数存在する。またウエントワース文書には、ユトレヒト講和会議全権の一人であつた初代ストラフオード伯爵の外交文書を容易にみつけることができるるのである。

「貴族」文書はまた、まれに「貴族院」に直接関わる記録を含んでいる」ともある。その最も代表的な場合は、貴族自身が上院における議事の内容を日記の形で残しているケースであろう。たとえば、カーライル主教ウイリアム・ニコルソン（1655-1727）は長年日記をつけており、かれがカーライル主教として上院に出席するためロンドンに滞在した一七〇一年から一七一八年の日記だけを取つてみても、その量はおよそ一二三万語に達するのである。^⑨しかし、

有力貴族の日記が（かりにかれらがそうした日記を現実につけていたとしても）現存するケースは極めて少ない。だが、有力貴族が政治的な覚書きや演説原稿、さらには他議員の演説メモを残している場合はしばしば見ることができるのである。たとえばフィンチ家文書には「代ノッチャンガム伯爵、ダニエル・フィンチ（1647-1730）の」らした政治的記録類を含んでいるのである。

しかし一般的にいつて、貴族文書の中で上記のような政治的記録の占める割合は決して大きくないのである。貴族文書から土地関係などの経済的記録を除いた場合、残る私的な記録はおもに「家族文書」（family papers）や「家族書簡」（family correspondence）の類いとなる。一見するといれらの記録は貴族の家庭内の些事を扱い、それらはせいぜい「貴族」の研究には役立つとしても、「貴族院」については大した意義を持たないようみえるかもしれない。だが、現実はそうではないのである。一八世紀後半に入つても、「貴族院」に議席を占めうる「貴族」（peers）は驚くほど閉鎖的な世界であった。かれらの身分 peerage は、「準男爵身分」（baronage）や「騎士身分」（knighthood）とは厳格に区別されていた。そしてなによりも貴族院議員の資格はおよそ二〇〇名ほどに限定されていた。しかもこれら貴族間の関係は婚姻によって複雑に絡み合ひ、他と隔離された一つの閉ざされた寡頭制の社会を形成していたのである。「貴族予備軍」としての準男爵や騎士身分の保有者は大土地所有者であるか、商工業、法律、医学などの専門家として相当の財力を持つことはもちろん重要であった。しかしそれと同時に貴族院「議員」となるためには貴族「社会」の一員となること、つまり婚戚その他の手段によつてこの「社会」に入るこれが必要条件の一つであった。こうして考えてくるならば、「家族文書」や「家庭書簡」の類いが単に家庭内の些事として軽視できないことが分かるであろう。貴族たちはこれらの書簡の中で美術、音楽について語るのと同じように政治について論じていたのであ

る。

近代の貴族院を考えるうえでの「家族文書」・「家族書簡」の意義は他にも求めることができるだろう。後に詳しく述べるように、一七、八世紀の貴族院は立法府として、さらに司法府としても制度的に整備されていくけれども、貴族の多くはこうした変化に適応してはいなかつたのである。一八世紀後半になつても商工業ブルジョアジーはかれらのもつ経済力のみによつて貴族院入りすることは不可能であつた。かれらは土地を購入し地主化することにより、また既存の貴族と縁戚関係をもつことより極めて緩やかに貴族身分へと組み込まれたにすぎない。上院は依然として長い家系を誇る大土地保有者によつて支配されていたのである。しかしその上院の中でも、明らかに二極分化がおこつていた。すなわち、上院は二つのグループ、デヴォンシャー公爵やニューカスル公爵ら巨大な土地所有者と、官職や宫廷からの年金なしには貴族としての家格を維持しえない人々「貧窮貴族」(poor lords) に分けられたのである。こうした「貧窮貴族」にしても、家系的にはその当時の代表的な貴族と繋がつている場合がほとんどであったから、かれらは、上院内で有力議員の「持ち駒」になることによつてさまざまな保護を受けることができたのであつた。貴族の残した書簡類の中には、「貧窮貴族」から有力者への支援依頼が少なからず含まれてゐるのである。

しかしながら、たとえ「貧窮貴族」と有力貴族が経済的な利益によつて結ばれてゐることが「家族書簡」を通して見て取れるとしても、それは「マネージャー」というべき有力貴族が貴族全般に対する恩典の源であつたことを意味するものではない。一八三二年に第一次選挙法改正法案をめぐつて国王の貴族叙爵の大権が脅かされるまでは、だれを貴族にするか、どの貴族をより上位に昇進させるかは明らかに国王の大権事項に属していた。新しく貴族に取り立てられるためには、相当の土地を保有すること、家系的にも貴族たるにふさわしいこと、そして貴族、とくにその中

でも有力者の知遇を得ることは必要であつたろう。しかし最終的には貴族創家の決定は国王が下すべき」とがらであった。もちろんこの大権は常に当然のこととして認められてきたわけではなかつたのである。一七一二年、初代オクスフォード伯爵ロバート・ハーレは上院の構成をトーリーに有利にするため、アン女王にたいして十二の貴族を新たに創家することを認めさせた。また一七一九年には国王のこの大権を制限しようとする法案が提出されたが、この試みは失敗に終わつたのである。また、通常の官職に任命する権限、すなわち「官職叙任権」(patronage) もまた、そのかなりの部分は首相や上院の「マネージャー」に与えられたものの、国王は依然としてパトロネージの源泉であつた。かくして、立身出世を望む貴族、家格の維持に汲汲としている貴族にとって最善の方法は貴族本人だけでなく、家族ぐるみで廷臣となることであつた。かれらの家族内の書簡は、国王・宫廷が、いかにして貴族創家の大権や官職叙任権を活用して上院に支持基盤を確立していくかを語つてくれるのである。

これまでわたくしは貴族院研究に必要な史料編纂に関して主に貴族の家庭が保有する（あるいは保有していた）古記録の側面から考察してきた。だが上院の研究はこうした私的な文書からのみ行われるべきではない。貴族院はつねに自らの書記を持ち、議事を記録してきた。また貴族院の議事内容が、直接間接に外部に知らされ、それが報道されることもまれではなかつたのである。これらのことがらについては以前少し触れたこともあるので、重複ができるだけ避けつつ考察をしていきたい。^⑯

貴族院の院内書記はふつう議長である大法官（または国璽尚書）のやや下座で、議場のほぼ中央に着席する。筆記しなければならないことは、当然院内での審議の大略であつた。これが「速記録」(manuscript minutes または draft journals) であり、通例これは、a 当日の出席者 b 国王演説にたいする議院全体としての「奉答文」(address)

や決議など c (公法案、私法案をとわず) 法案の第一、第二、第三読会段階での可否、委員会に付託した場合にはその」とも明記する d 訴訟の当事者の名前とその判決の概略 e 採決で敗れた貴族の提出する少數意見 (Lord's protest) f 両院協議会 (conference) が開かれた場合にはその概略、などを含んでいる。しかし、法案審議の際の討論の内容については、書記は通例それを筆記する義務を持たなかつたのである。また委員会審議については、「全院委員会」 (committee of the whole House) の議事は「速記録」に、一般の委員会の審議記録には別に「委員会議事録」 (committee minutes) が作成された。以上が上院の議会記録の第一のグループを形成していく。「速記録」および「委員会議事録」は清書され、議員の点検を受けた「貴族院日誌」 (The Journals of the House of Lords) がでかあがるのである。この「貴族院日誌」は本来国民一般への報道を目的として作成されたのではなく、上院がこの「貴族院日誌」の公刊に踏み切ったのは一八世紀も半ばのことであった。

上院の院内書記が取り扱う文書は上記の「速記録」、「委員会議事録」だけではない。たとえば法案審議のさいに作成される文書、訴訟審理にあたつて提出される書類などはすべて一度は院内書記の手を経たものであつた。しかしこれら文書がすべて永久保存されたわけではもちろんなく、多くは一種の作業文書として会期終了後に廃棄されたとみられる。だが、院によって重要と見なされた記録については、それらは「会期文書」 (sessional papers) に指定され、さらにに議会文書の中でも重要性の高い「主要文書」 (main papers) として保管されたのであつた。これら「主要文書」はとくに国民一般の関心をひいた場合には、文書の作成後まもなく院の決議によつて印刷される」ともあつたのである。これら、印刷・公刊された議会記録は長年歴史研究者にとって貴重な史料ではあつたけれども、なにが出版され、なにが出版されないかという決定は、その当時の貴族院の判断に委ねられていた。したがつて、その判断は後

世の史家からみれば恣意的なものも多々みられる。そのため、刊行、未刊行を問わず「主要文書」のリストを作り、きわめて歴史的意義の高いものについては、それを翻刻する企画が立てられたのは自然なことであった。この企てを初めに実現したのは「王立歴史的手稿委員会」である。この委員会は当初貴族、一般市民の旧家とならんで、貴族院をも実地調査の対象としていた。そして「貴族院未刊行古文書」(*Manuscripts of the House of Lords*) と云うタイトルで十三巻を刊行したのである。そして、一九〇〇年以降にはこの事業は「王立歴史的手稿委員会」から貴族院に移管され、あらたに十二巻が刊行され現在に至っている。

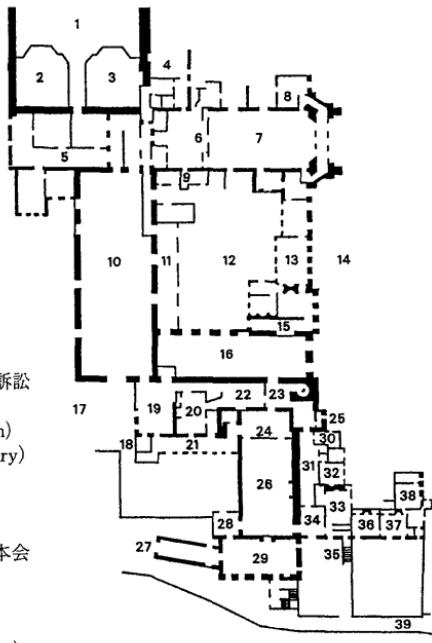
二　国会議事堂（パレス・オブ・ウェストミンスター）

これまで述べてきたように、貴族院（上院）については様々な形で史料の翻刻・出版の試みが続けられてきた。さらに、とくに第二次世界大戦後には、貴族は積極的に個人的な古記録の公開を行なつてきているのである。しかしながら、貴族および貴族院に関する体系的・総合的な研究の不足は、とくに一七世紀以降の時代について著しい。本論では名譽革命以後とくに一八世紀初頭の上院について考察していきたい。この時代を選んだ理由はいくつか考えられるけれども、そのひとつには、名譽革命以降の上院には、中世以来の古い身分制議会の側面と近代的議会の側面とが共存していることがあげられよう。この古い要素と新しい要素の並立は、貴族院における「議事手続」(procedures)について明らかに認めることができる。ただいじで議事手続という場合、本論ではこの言葉をかなり広い意味でとらえようとする。最も狭義の議事手続とは、いわゆる成文の「貴族院議事規則」(the standing orders of the House

of Lords) である。しかし議事規則の意味内容をさらに広げるならば、議会会期」として制定される院の「決議」(resolutions) のうち、当該の議題だけでなく議事進行一般に關わるものも含む」とができるだろう。こうした決議は、もしも院が有用であると認めたならば、その会期を越えて効力を持ち続けることになる。さらに以上の成文とした規則に加えて、不文の規則、すなわち長い年月をかけて徐々に議員の間に議事上のルールとして認識されるようになつたものも含めることができるだろう。最後に、直接議事には関係ないとしても、それに影響を与えるもの、たとえば上院内の事務組織、国会議事堂内の部屋の配置、貴族院内部の構成などが考えられる。以下まずこの議事堂について、ついでそのなかの貴族院会議場について考察していりや。

現在テムズ河畔にある「国会議事堂」(The Houses of Parliament) の正式の名称は「ウエストミンスター宮殿」(The Palace of Westminster) となつてゐる。実際この建物はもともと中世の建築で、一五二九年国王ヘンリ八世が、首都における住まいをウエストミンスターからホワイトホールに移すまで宮殿の機能を果たしており、そして現在でも国王の財産となつてゐるのである。このことは、国会議事堂の管理の最高責任者が一九六五年まで「大侍従卿」(Lord Great Chamberlain) にあつたことからも分かるであろう。^⑪ 現在みられる国会議事堂の多くの部分は一八三四年に議事堂が火災にあつたこともあり、一九世紀以降の増改築である。だが現在でもウエストミンスター・ホール (図1の1)、セント・ステイーヴン礼拝堂 (同7) の地下室、および宮殿の道をへだてて向かいにたつているジュエル・タワー (同40) はこの宮殿建築時の状態を保つてゐる。

一八世紀初頭の国会議事堂は、相当老朽化が目だつていたとはいゝ、中世以来の間取りを大部分残していた。といつても、それぞれの部屋は、初め建てられたときの目的とは異なつた使われかたがされてゐる場合が多く見られるの



- 1 ウエストミンスター・ホール 北端に民事訴訟裁判所(The Court of Common Pleas)
 2 女王座裁判所(The Court Queen's Bench)
 3 大法官府裁判所(The Court of Chancery)
 4 庶民院議長の部屋
 5 後見権裁判所(The Court of Wards)
 6 庶民院ロビーおよび「手すり」(Bar)
 7 セント・スティーヴンズ礼拝堂(庶民院本会議場)
 8 庶民院議長応接室
 9 庶民院手洗い
 10 小額債券裁判所(The Court of Requests)
 11 庶民院本会議場からペインテッド・チャイナーベーへの廊下
 12 コットン・ヤード
 13 コットン・ハウス
 14 コットン・ガーデン
 15 コットン図書館
 16 ペインテッド・チャイナーベー
 17 オールド・パレス・ヤード
 18 貴族のための貴族院本会議場入り口
 19 ストーン・ロビー、二階は王璽尚書の部屋
 20 黒杖官(black rod)の部屋
 21 通路
 22 着替室または待合室
 23 貴族院議員ロビー
 24 貴族院「手すり」(Bar)
 25 (推定)貴族院議員手洗い
 26 貴族院本会議場
 27 国王用階段
 28 プリンス・チャイナーベーへの廊下
 29 プリンス・チャイナーベー
 30 院内書記の小室
 31 績毛じきの通路
 32 紋章院総裁(Earl Marshal)の部屋
 33 主教の部屋(離れて大主教の小室)
 34 主教用ロビー
 35 主教用階段
 36 大蔵卿の部屋
 37 大法官の部屋
 38 管理人室
 39 テムズ河沿い議会入口階段への通路
 40 ジュアル・タワー(議会事務局)

図1 18世紀初期の国會議事堂(The Palace of Westminster)

である。たとえばセント・スティーヴン礼拝堂は、一四世紀の建造物であり、もとは宮殿の主要な祈りの場となつてゐた。しかし、宮殿が国会議事堂に転用されるに従い、礼拝堂は庶民院の本会議場となつていつたのである。中世に議会が創設されたときには、議会は司法機能と密接に結び付いていたが、そのことは近代初期の議事堂の構成にもはつきりと見て取れる」とがでかる。ウエストミンスター・ホール（図1の1）北側には「民事訴訟裁判所」（The Court of Common Pleas）が、南の端には、「女王座裁判所」（同2 The Court of Queen's Bench）と「大法官府裁判所」（同3 The Court of Chancery）が設けられていた。こうして、近代にいたつても議事堂は立法の場であると同時に司法の場でもあつたのである。しかしその比重は明らかに立法の方へ移つていたといえよう。上記の三つの法廷のほかに從来議事堂は、後見権裁判所（図1の5 The Court of Wards）と小額債券裁判所（同10 The Court of Requests）を有していたが、これらの法廷はピューリタン革命の頃に廃止されたため用途が失われてしまつたのである。その後、小さな部屋であつたものと後見権裁判所はコーヒー・ハウスなどに転用された。一方、幅四〇フィート（約十一メートル）、奥行一〇〇フィート（約三〇メートル）であつたもとの小額債券裁判所は上下両院の議員が、一般の市民と面会をする場となつたり、上下の議員どうしが非公式に協議を行なう場へと変わつていつたのである。

これまで述べてきた部屋を除けば、一八世紀のウエストミンスター宮殿は（公共の図書館となつたコットン・ライブラリなどを別として）大部分は立法機能に関わるものである。そしてそれぞれの部屋の役割がはつきりしたことは、上下両院の議事手続がしだいに整備されてきたこととも深く関連している。たとえば、「プリンス・チエインバー」（図1の29）はヘンリー八世によって礼拝堂として建てられたが、一七世紀末までにはもはやここは祈りの場ではなくなつっていた。すなわちプリンス・チエインバーは貴族院が委員会を開くとき、その会場となつたのである。またこ

の部屋は国王が公式、非公式に議会を訪問した際着替えるための場所ともなっていた。また議会開催時に大蔵卿（Lord Treasurer）、大法官（Lord Chancellor）、紋章院総裁（Earl Marshal）ら国家の大官が休息を取る部屋も整備された（それぞれ図1の36、37、32）。さらに「ペインティード・チエインバー」（図1の16）は一三世紀、ヘンリ三世によって建てられ、ヘンリ七世の時代に貴族院の議場に転用されたのであるが、一七世紀までには再び用途が変更となり、上院と下院が意見を調整する両院協議会の場所となつたのである。

ウエストミンスター宮殿のなかの部屋の多くが本来の機能とは全く別の機能を持つたよう、一八世紀に貴族院の本議場であった場所もまた、本来議会とはまったく関係のないところであった。⁽¹⁴⁾ もとここはクイーンズ・チエインバーと呼ばれ、ヘンリ三世が、王妃の居室として建造したものである。貴族院本会議場は一七世紀ペインティード・チエインバーから、ここクイーンズ・チエインバーへと場所を移したのであつた。この新しい上院の会議場はかなり狭く、たて約七〇フィート（約二二メートル）、よこ約一七フィート（約八メートル）にすぎなかつた。そのうえ議員の座席は王座から院の「手すり」（Bar 図2参照）までであつたから、たての長さは実質五四フィート（一六メートル）程度にすぎなかつたと考えられる。上院の議員数は、ジエームズ一世没年（一六二五年）に一〇四名、チャールズ一世没年（一六八五年）には一五三名、ウイリアム三世没年（一七〇一年）には一六二名、アン女王没年（一七一四年）には一六八名に達していた。したがつて、もしもこれら議員のほとんどが登院したならば議場は混雑を極めていたであろう。しかし現実の出席者数はこれらの数を大きく下回つていたのである。

貴族院における正式な座席配置はヘンリ八世の治世の一五三九年に制定された法律によつて厳格に規定されていた。そして、この法律は廃止も改正もされることなく一八世紀にいたるまで効力を持つていたのであつた。しかし先にも

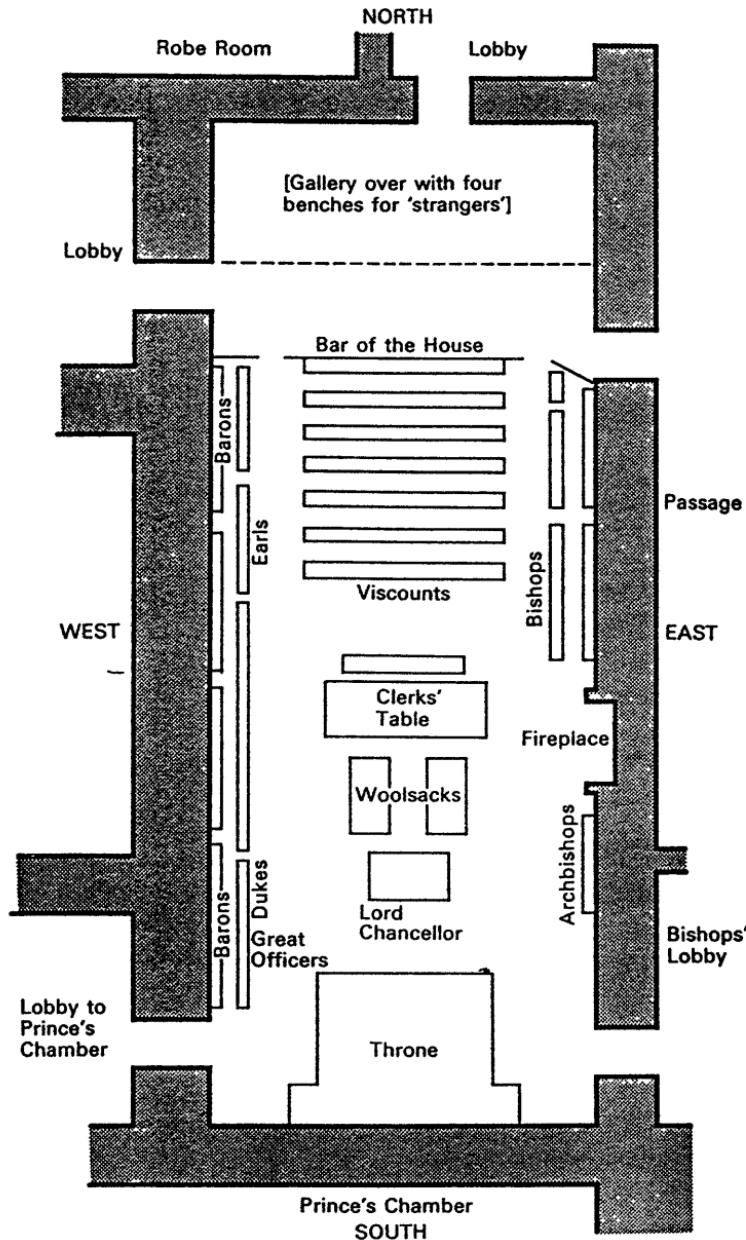


図2 18世紀初期貴族院の座席配置

述べたように、ジェームズ一世の時代以降貴族院議員の数は徐々に増加したため、一五三九年法の厳密な適用は次第に困難になつていった。それでも大主教、主教からなる聖職貴族、公爵から男爵までの世俗貴族についてその席次に応じて座席を配分することはきわめて重要なことであつたといえよう。図2に示されたように、国王は、議場の南端が公式の座席であつた。しかし、かれ（かのじょ）が「お忍びで」(*incognito*) 議事を傍聴する際には王座から見て右側の暖炉のそばに座るのが通例であつた。一八世紀における座席の配置でも聖職と世俗の貴族ははつきりと区別されていた。王座から見て右側には聖職貴族が座席を占めていた。すなわち、王座よりにはカンタベリーとヨークの両大主教、暖炉を隔てた二列のベンチには主教が着席したのであつた。一方世襲貴族は、王座から見て左側の二列のベンチと院内書記（Clerks）のテーブルの後ろの七列のベンチが割り当てられていた。まず、西側の二列のベンチの前列は「伯爵のベンチ」(earls' bench) と呼ばれ、まことに國家の大官と公爵が席に着き、ついで侯、伯爵が続いたのである。後ろのベンチは「男爵のベンチ」(barons' bench) といわれ、男爵身分の座席であつた。そして院内書記の背後のベンチのうち最前列は、もっぱら子爵に割り当てられていたが、そのほかは、「伯爵のベンチ」や「男爵のベンチ」に収容しきれなかつたものがすわることになつていた。

一八世紀初期貴族院内部の構成で特筆すべき」とは、院の「手すり」(Bar) の後方に「部外者」(strangers) のために四列のベンチからなる「傍聴席」(gallery) が設置されたことである。この傍聴席は単に貴族の親戚や他国外交使節だけでなく、一般のジャーナリストもまた利用できたとみられる。一七〇四年に設置された傍聴席は、當時勃興しつつあつたジャーナリズムによる議会報道を促進するものであつたが、貴族院は、新聞雑誌が議員の発言を逐一報道することに警戒感を強め、一七一年、傍聴席から貴族院の討論を聞き、外部に報道したエイベル・ボイヤーは

院によつて譴責され、その年傍聴席は取り払われてしまつたのである。しかし、この措置も本会議場から完全にジャーナリストを締め出さないことはできなかつたとみられる。上院は一七三七年から一七四〇年まで再び傍聴席を設けたし、またこれのあるなしにかかわらず、記者たちは多くの場合直接、間接に討論内容を手に取れることがで、イギリスにおける政治的ジャーナリズムの発達を促していくのである。

注

- ① 披露「一八世紀初期英國における上院の闘争とその考察」『政経論叢』平成二年第11号、111～142頁。
- ② G.E. Cokayne, *The Complete Peerage* (ed. V. Gibbs, 13vols., 2nd edn., 1910～59).
- ③ *Chronicles of the Atholl and Tullibardine Families*, ed. John, seventh duke of Atholl (Edinburgh, 1908); *Intimate Society Letters of the Eighteenth Century*, ed. duke of Argyll (1910).
- ④ W.S. Churchill, *Marlborough: His Life and Times* (4vols., 1933～38).
- ⑤ W. Coxe ed. *Private and Original Correspondence of Charles Talbot Duke of Shrewsbury* (1821); do, *Memoirs of John, Duke of Marlborough with his Original Correspondence* (3vols., Bohn ed. 1847～48); do, *Memoirs of the Life and Administration of Sir Robert Walpole* (3vols., 1798).
- ⑥ ポランケナルックにかづかれての文献によるも、H.T. Dickinson, *Bolingbroke* (1970) の巻末文献一覧参照²⁰。
- ⑦ *The Epistolary Correspondence, Visitation Charges, Speeches, and Miscellanies of Francis Atterbury* (5vols., 1783～90).
- ⑧ *Letters Illustrative of the Reign of William III from 1686 to 1708. Addressed to the Duke of Shrewsbury by James Vernon Esq. Secretary of State* (ed. G.P.R. James, 3vols., 1841); *The Wentworth Papers*, 1705～1739 (ed. J.J. Cartwright, 1883).
- ⑨ 1) 田畠は近年完全な形で出版された。The London Diaries of William Nicolson Bishop of Carlisle 1702～1718 ed. C. Jones and G. Holmes (Oxford, 1985)。
- ⑩ 披露「一八世紀初期英國における上院の関係についての考察」『政経論叢』平成二年第11号、111～142頁。なお、貴族院史 | 八世紀初頭イギリス貴族院における議事手続 (1) (松園)

- 料の詳細についても、M.F. Bond, *Guide to the Records of Parliament* (1971).
- (11) M.F. Bond, *Guide*, 251.
- (12) 云ふところ、18世紀當時の国会議事堂についても、Nicolson Diaries, 69-81 に記載されているのが大約20。
- (13) Nicolson Diaries, 70.
- (14) 図の如きも、云ふところの貴族院本会議場についての叙述は、Nicolson Diaries, 81-86 と C. Jones, "Seating Problems in the House of Lords in the Early Eighteenth Century: the Evidence of the Manuscript Minutes," *Bulletin of the Institute of Historical Research*, li (1978), 132-145. に述べられ、心が大なる。
- (15) C. Jones, "Venice Preserv'd; or A Plot Discovered": The Political and Social Context of the Peerage Bill of 1719" in C. Jones ed. *A Pillar of the Constitution: The House of Lords in British Politics, 1603-1784* (1989), 90.
なお英文の引用文献については、上巻の注記のならん限り発行場所はハーリング。